

# 河川占用更新申請よくあるお問い合わせ

## —内容—

### 1. 更新申請手続きに関するお問い合わせ

○個人のお客様・法人のお客様 共通○

Q1-1 特に変更事項はありませんがどうしたら良いですか？

Q1-2 売買契約などで占有者が変わった場合はどうすれば良いですか？

Q1-3 占有物件を撤去した場合にはどうすれば良いですか？

○個人のお客様○

Q1-4 相続、婚姻、離婚などにより占有者が異なる場合にはどうすれば良いですか？

○法人のお客様○

Q1-5 法人の合併があった場合はどうすれば良いですか？

Q1-6 所在地や名称が変わった場合はどうすれば良いですか？

※更新申請手続きまとめ

### 2. 手続き一般に関するお問い合わせ

Q2-1 そもそも河川占用って何ですか？

Q2-2 許可期間はいつまでですか？

Q2-3 更新許可申請したが更新許可書はいつ頃届きますか？

Q2-4 更新しないとどうなりますか？

〒426-8722

藤枝市岡出山1丁目11番1号

藤枝市 都市建設部 建設管理課 管理係

TEL 054-643-3111

Fax 054-643-3280

## よくあるお問い合わせ

### 1. 更新申請手続きに関するお問い合わせ

○個人のお客様・法人のお客様 共通○

Q1-1 特に変更事項はありませんがどうしたら良いですか？

A

更新許可申請書の右下の余白部分に『変更なし』と記入していただき、ご提出お願いいたします。

Q1-2 売買契約などで占有者が変わった場合はどうすれば良いですか？

A

『権利譲渡承認申請書』を記入していただき、届いた更新許可申請書と合わせてご提出お願いいたします（更新許可申請書は未記入で構いません）。

Q1-3 占有物件を撤去した場合にはどうすれば良いですか？

A

『行為廃止届』を記入していただき、届いた更新許可申請書と合わせてご提出お願いいたします（更新許可申請書は未記入で構いません）。

なお、占有物件の撤去が、公共工事による場合には、お手数ですが藤枝市役所 建設管理課にご連絡をお願いします。

○個人のお客様○

Q1-4 相続、婚姻、離婚などにより占有者が異なる場合はどうすれば良いですか？

A

相続人様などの氏名等を更新許可申請書記入欄にご記入いただき、変更した旨の記述を申請書の下の余白部分に記入してください。

○法人のお客様○

Q1-5 法人の合併があった場合はどうすれば良いですか？

A

『地位継承承認申請書』を記入していただき、届いた更新許可申請書と合わせてご提出をお願いします（更新許可申請書は未記入で構いません）。

Q1-6 所在地や名称が変わった場合はどうすれば良いですか？

A

新しい法人名称、新所在地などを更新許可申請書記入欄にご記入していただき、変更した旨の記述を申請書の下の余白部分に記入してください。

※更新申請手続きまとめ

変更有無	対象	変更事由	提出書類①	提出書類②	その他
なし	共通		更新許可申請書		
あり	共通	売買契約などで 占有者変更	権利譲渡承認申請書	更新許可申請書	更新申請書は記入不要
	共通	占有物件の撤去	行為廃止届	更新許可申請書	更新申請書は記入不要
	個人	相続などで占有者の変更	更新許可申請書		
	法人	所在地、名称の変更	更新許可申請書		
	法人	法人の合併	地位継承承認申請書	更新許可申請書	更新申請書は記入不要

※各申請書（更新申請書除く）は、ホームページトップ画面中央下「申請書・電子申請」→「道路・河川に関する申請書」内にあります。

## 2. 手続き一般に関するお問い合わせ

### Q2-1 そもそも河川占用って何ですか？

A

河川占用とは、主に河川敷地に橋（通行路）や排水管などの工作物を設け、継続的かつ排他的に河川敷地を使用することをいいます。河川占用は、対象となる河川の種類に応じて準用河川占用（河川法第24・26条）、普通河川占用（藤枝市普通河川条例第4条）、都市下水路占用（藤枝市都市下水路条例第6条）の3種類あります。

### Q2-2 許可期間はいつまでですか？

A

基本的に5年となっています。なお、一部法人のお客様の場合は1年、また、公共機関若しくは自治会・町内会様など公共性のある方が占用主体となる場合については、許可期間は基本的に10年となっています。

### Q2-3 更新許可申請したが更新許可書はいつ頃届きますか？

A

更新許可書は、6月中旬ごろ到達する予定となっております。

### Q2-4 更新しないとどうなりますか？

A

更新手続きがない物件は不法占用物件となり、その後に思いがけない不利益を被る場合があります。たとえば橋（通行路）の場合、建替えなどの際に建築許可がおりないこと、また、水路工事などによって橋（通行路）が撤去された場合、保障が受けられない可能性があるなどの不利益を被るおそれがあります。